

宴会催事規約

株式会社クルーズクラブ東京（以下当会場と称します）では、宴会、婚礼又は催物（以下宴会等と称します）のご契約および会場のご利用に関して、以下の通り定めておりますので予めご了承下さい。

1. 宴会等契約の適用範囲

当会場が宴会等のご契約者（以下契約者と称します）との間で締結する宴会等契約はこの契約の定めるところによるものとし、この契約に定めのない事項については法令又は一般に確立された慣習によるものとします。

2. 宴会等の申込み

当会場に宴会等の申込みをしようとする者は次の事項を当会場に申し出ていただきます。

- (1) 宴席名
- (2) 利用日時、利用宴会場、人数
- (3) 申込者及びその連絡先
- (4) ご利用料金支払い者及びその連絡先
- (5) その他当会場が必要と認める事項

宴会等に際し特別な配慮を必要とする場合にはお申込み時に申し出て下さい。

当会場は可能な範囲内でこれに応じます。

3. 宴会等契約の成立

宴会等契約は当会場が前項の申込みを承諾し、内金の入金をもって成立するものとします。但し、当会場が承諾しなかった事を証明したときはこの限りではありません。

内金の金額は宴会見積総額に基づいて当会場よりご提示させていただきます。

内金は宴会等ご料金又は取消し料、違約料の一部として取り扱います。

4. 宴会時間と追加料金

宴会場等のご利用は、設営から撤去を含め、予め打ち合わせいただいた時間内で終了していただきますようお願い申し上げます。

開始から終了までのご契約時間（以下宴会時間と称します。）は、所定の室料又は貸切運航料をお支払いいただいておりますが、この宴会時間を超過した場合は追加の室料又は貸切運航料を頂戴することになります。

ただし、他の会場使用、または次の会場使用時刻との関連で、ご利用時間の延長に応じられない場合もございますので、予めご了承下さい。

5. 人数の確認

最終人数のご決定は宴会等の開催日 7 日前までに当会場の担当員にご連絡下さい。それ以降はすべての手配は完了

いたしておりますので、宴会等の開催日に人数が減少した場合でも、最終決定人数分の料金を請求させていただきます。

6. お支払い

当会場からご提示いたしましたお見積概算額から内金を差し引いた金額を、原則として宴会等の開催日の 7 日前までに現金もしくはお振込みにてお支払い下さい。宴会等の終了後見積もり金額と請求金額の差額をご精算させていただきます。

7. 装飾・余興等の手配：

宴会等に関する装飾・音響・照明・余興及びパンケットレディ等につきましては当会場より指定業者に手配させていただきます。契約者が直接当会場の指定する業者以外に依頼される場合には、宴会等を円滑に運営するため、事前に当会場にご連絡いただき、了解を得た後にご注文下さい。

8. 直接ご依頼の業者に対するお願い

当会場の了解のもとに契約者が直接依頼された業者が行う宴会等に関する装飾、余興等の機器及び材料の搬入、搬出、又は看板等のサイズ、その取り付け方法の決定、或いは設置場所の設定等につきましては、当会場の美観、導線などを踏まえて、一定のルールの下に実施していただくように当会場よりその業者の方々にご指示申し上げます。

9. 持込データに関して

契約者が持ち込まれた CDR・DVD・音楽データ・映像データ・その他のデータを、当会場内の機材を使用して再生、使用しようする場合に、相互のデータ形式、互換性などによる不具合が発生する場合があります。当会場ではお持込のデータに関しては、一切の責任を負いませんので予めご了承をお願いいたします。

10. 損害賠償

契約者（契約者側のすべての関係者・手配業者を含みます）は、当会場の施設・什器備品等を破損、損傷しないように充分にご注意下さい。もし、施設・什器備品等に損傷等、損害が発生した場合には、その修復に関して当会場よりご指示申し上げますので、それに合わせて速やかに修復を行うか、又はその損害賠償金（休業補償金を含む）をご負担下さいますようお願い申し上げます。

11. 禁止事項

次に掲げる各項目につきましては、禁止事項になっておりますので、くれぐれもご遠慮下さいますようお願い申し上げます。

- ① 犬・猫・小鳥・その他愛玩動物・家畜類の持込（盲導・介護犬を除く）
- ② 発火又は引火性の物品の持込、火気・火薬類の持込とその使用

- ③他のお客様のご迷惑になるような騒音を出す物品の持込
- ④会場等施設を汚す恐れのある物品の持込
- ⑤悪臭を発生する物品の持込
- ⑥賭博等、風紀を乱す行為、又は他のお客様のご迷惑になるような言動
- ⑦備品等の移動使用目的以外のご利用
- ⑧その他法令で禁じられている行為

12. 契約者による宴会等契約の解除

契約者は別項に定める取消料をお支払いいただくことにより、いつでも宴会等契約を解除又は期日を変更することができます。契約者は下記に該当する場合は取消料なしで宴会等契約を解除することができます。

- ① 天災地変、暴動、官公署の命令その他の事由により宴会等の安全かつ円滑な実施が不可能となったとき、又は不可能となるおそれが極めて大きいとき。
- ② 会場の責に帰すべき事由により契約書面に従った宴会等実施が不可能となったとき。

13. 当会場による宴会等契約の解除

契約者が当会場所定の期日までに宴会等ご料金を支払われなときは、当会場は宴会等契約を解除することがあります。このときには取消料に相当する違約金をお支払いいただきます。

次の各一に該当する場合には当会場は宴会等契約をお断りするか契約締結後であっても解除することがあります。

- ① 宴会等にご出席のお客様が法令、又は公序良俗に反する行為をなされる恐れがあると当会場が判断した場合。
- ② 他のお客様にご迷惑をおかけすると当会場側が判断した場合。
- ③ 暴力団、暴力団員、暴力団関係団体または関係者、その他反社会的勢力である場合。
- ④ 天災地変、暴動、官公署の命令その他の事由により宴会等の安全かつ円滑な実施が不可能となったとき、又は不可能となるおそれが極めて大きいとき。
- ⑤ 宴会等に関し合理的な範囲を越える負担を求められたとき。

14. 個人情報の取り扱い

当会場のご利用に際し、お預かりする個人情報につきましては、当会場がお客様のご宴席を準備・実施するために使用するものであり、それ以外の目的に使用することはありません。

<お取り消し料・ご変更料について>

◆ご予約金のご入金以降、お客様のご都合によるお取り消し・期日のご変更、またご利用日の1ヶ月前以降のご人数減員には手数料を申し受けません。

ご連絡日	お取り消し	期日の変更	人数の変更
予約決定日～ご利用の3ヶ月前まで	お見積り総額の10%	お見積り総額の10%	/
ご利用の3ヶ月前～2ヶ月前まで	お見積り総額の50%	お見積り総額の10%	
ご利用の2ヶ月前～1か月前まで	お見積り総額の70%	お見積り総額の30%	
ご利用の1か月前～14日前まで	お見積り総額の80%	お見積り総額の50%	
ご利用の14日前～7日前まで	同上	同上	ご利用日の7日前に人数確定
ご利用の7日前～2日前まで	同上	同上	基本料金の30%
ご利用の前日・当日	お見積り総額の100%		基本料金の100%

この宴会催事規約は、2016年4月1日現在を基準としております。
(内容については予告なく変更する場合がございます)

【ご予約・お問い合わせ】
株式会社クルーズクラブ東京 営業部
 (旧 クリスタル ヨット クラブ)
 〒140-0002 東京都品川区東品川 2-3-16
 シーフォートスクエア 1F
 TEL:03-3450-4300
<http://cctokyo.co.jp>